

令和 5 年度

第 9 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 11 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（12 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二		○
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳		○	主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和 5 年度第 9 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後 1 時 30 分)、本日、5 番入谷委員、20 番小次委員、22 番青才委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長に議長を務めていただきます。 (挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は 21 名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。9 番森兼委員さん、10 番前田委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 53 から 57 の 5 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略) 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
3 番木村委員	53 番と 57 番は、新たに農業を始める人という理解でよろしいでしょうか。
事務局員 (本庁)	53 番については、実家の前の農地で既に自家用野菜を作っておられ、その農地を譲り受け、すでに就農されています。 57 番は、同居している子どもが父の農地を引継いで農業されるということで理解しております。
議長	53 番について、財間委員さん何か補足がありますか。
6 番財間委員	53 番は、もともとその農地を借りて農業をされていたようです。
議長	57 番について、田邊委員さん何か補足がありますか。
14 番田邊委員	譲受人は同居されているため、贈与という形で所有していただければということでした。

3 番木村委員	新規農業者ではないということですね。 書面上で新たに農業をするのであれば、営農計画がいるのではないですか。
2 番堀江委員	57 番は息子が後を継いでやるということで、新規ではないし、53 番は今まで野菜を作ったりされているわけで、新規ではないと思っております。
事務局員 (本庁)	57 番は、既に同居されており、その農地を引き継がれたということで整理をしております。
議長	54 番について、前田委員さん何かありますか。
10 番前田委員	これまで譲渡人は土、日曜日に帰って農業をされていました。しかし、農業を将来続けるのは困難になると考えて、町内にお住いの方に家も含めて譲り渡すこととなりました。それと、申請書の中で「農業」と「農家」という記載がありますが、違いは为什么呢。
本庁 (事務局)	申請書に書かれているものをそのまま記載しております。今後、統一的な取り扱いを整理したいと思います。
9 番森兼委員	54 番については、相談を受けており、このような形が良いと思っておりました。
議長	それでは「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 45 から 51 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声) それでは受付番号 53 から 57 の 5 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(12 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 10 月期の申し出分については、「令和 5 年 12 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおり

	りです。 今回、利用権設定の一般分が合計 4 件 24,851 m²、農地中間管理事業分が合計 2 件 11,615 m²となっております。農地中間管理事業分については、機構からの転貸先として、上谷町と総領町の農地を〇〇様へ 5,228 m²、濁川町の農地を〇〇様へ 6,387 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
3 番木村委員	自分の案件ですが、住所が違うのと契約期間は 10 年ではなくて、5 年だったと思います。
事務局 (本庁)	申し訳ありません。 契約期間は 5 年が正しいため、議案を訂正してもう一度お配りしたいと思います。
議長	それでは採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画(12 月 1 日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号 10 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 10 位置等：説明資料の 3 から 4 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。

	(なしの声) それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号40について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号43と45の2件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	受付番号43 位置等：説明資料の5から6ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号45 位置等：説明資料の5と7、20から32ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要（第3種農地）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
21番天根委員	43番の譲受人の名前が2人あるのは問題ないのでしょうか。
事務局 (本庁)	申請は2人でされており、父の土地を借りて建築されるということで、一部資金の借り入れは〇〇さんで保証人が△△さんという理由で連名となっています。

21 番天根委員	土地の所有者は誰でしょうか。
事務局員 (本庁)	使用貸借の設定ですので、引き続き父の名義のままで、無料で借りて家を建てられるような申請となっています。
議長	原田委員さん何かありますでしょうか。
1 番原田委員	本人にも会いましたし、使用貸借で無料で借りて家を建てるということで、特に問題はないと思います。
8 番寺西委員	賃借についても譲受という区分での記載になるのでしょうか。
事務局 (本庁)	広島県のガイドラインの事務処理の記載方法に沿って、所有権移転、使用貸借、賃借も含めて「譲受人等」という名称の入れ方で処理しております。
8 番寺西委員	「等」というのは2人以上のものを明記して書くものだと思います。
議長	このことについては、他ではどのように記載処理されているのかも含めて調べてみますね。
7 番須應委員	この案件は息子さんの土地の使用の申請だけでいいような気がするのですが、いかがでしょうか。
事務局 (本庁)	この案件は使用貸借の設定により、本人以外のものが目的を持って農地外のものにされるので、農地法第5条の申請に該当します。
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号43と45件について申請のとおりに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 それでは、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号41から49の9件について、事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概要)
事務局	受付番号41

(本庁)	位置等：説明資料 5、8 ページに記載 潰廃事由：申請地 1 は、平成 28 年頃から耕作しておらず、原野になっている。申請地 2 は、平成 2 年頃水田として耕作していたが、陥没や漏水があり、農地を維持することが困難となり、公共事業の廃土を入れて私道の通過車両の退避場所となった。 現地確認：申請地 1 は笹が繁茂し原野となっている。申請地 2 は、私道と一体となって雑種地として利用されている。申請地 1.2 とともに農地として復旧するのは困難であり非農地と確認。 受付番号 42 位置等：説明資料 5、9 ページに記載 潰廃事由：申請地は、昭和 40 年頃、当該申請地周辺で植林をしたことから農地として利用しなくなり、山林となった。 現地確認：現地は山の中腹にあり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 43 位置等：説明資料 5、10 ページに記載 潰廃事由：平成元年頃、地域の集会所を整備したことに伴い地域に申請地を提供し、駐車場として利用している。 現地確認：現地は、アスファルトの舗装された駐車場として利用されており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
事務局 (東城出張所)	受付番号 44 位置等：説明資料 11、12 ページに記載 潰廃事由：平成元年頃、居宅の敷地として利用されている。 現地確認：現地は居宅の敷地となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 45 位置等：説明資料 11、13～14 ページに記載 潰廃事由：昭和 53 年頃、父が耕作困難となり放棄した。その農地を相続したが、遠方に住んでいたため管理が難しくなった。一部は庭の一部として使用している。 現地確認：申請地 1 は草木が生い茂っている。申請地 2 については、居宅の敷地となっている。申請地は双方とも農地として利用するのは困難で非農地と確認。

事務局 (総領出張所)	受付番号 46 位置等：説明資料 11、15 ページに記載 潰廃事由：昭和 58 年頃、耕作者の高齢化により耕作が困難となり原野化した。 現地確認：現地は草木が生い茂っており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 47 位置等：説明資料 11、16 ページに記載 潰廃事由：申請地 1 は、昭和 49 年頃、道路工事の残土を埋めて拡張した。申請地 2 は平成元年頃、傾斜地のため耕作困難となり耕作放棄した。 現地確認：申請地 1 は道路として利用されている。申請地 2 は、灌木類が生い茂っている。申請地は双方とも農地として利用するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 48 位置等：説明資料 17～18 ページに記載 潰廃事由：平成 5 年頃、後継者が不在のため原野化した。 現地確認：現地は雑草や灌木が繁茂して原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
事務局 (本庁)	受付番号 49 位置等：説明資料 5、19 ページに記載 潰廃事由：平成 27 年頃、高齢となり労働力不足で、耕作放棄した。 現地確認：現地は原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
9 番森兼委員	46 番について、昭和 58 年頃は転作関係の政策があったと思う。詳しい説明を求めます。
事務局 (東城出張所)	46 番の転作については確認できていませんので、また確認させていただきます。
9 番森兼委員	耕作せず転作の交付金の対象として集落で受け取っていたかどうかなど、よく調べて議案であげてください。

2 番堀江委員	この時期は、農地の 3 割を転作しなさいと地域にノルマが来ていました。
議長	申請者が現在高齢であり、本当に原野化したのが昭和 58 年頃だったかどうか確認が難しいです。また、確認できる書類も保存されていないでしょう。
4 番増谷委員	庄原市の場合は、農地が荒れていても地目が田であれば減反の対象となっていました。
14 番田邊委員	現地は水不足で耕作しにくい状況であり、しばらくは草刈りしていたが原野化していったと聞き取りしております。
議長	事務局は転作などの点も含めて確認をしてください。
8 番寺西委員	このような案件で、周辺の方に聞いて頂くのは難しいのでしょうか。
議長	場合によっては必要だと思います。ただ今回みなさんにお聞きするのは、非農地として認めるのかどうかをお聞きします。 ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 41 から 49 の 9 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明) ・会長報告 ・10/5 役委員会報告 ・地域計画策定のための目標地図（素案）作成に係る意向調査について ・盛土規制法による「通常の営農行為の範疇」の取り扱いについて

	・今後の主な日程 報告を行った。 以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等がございますか。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第9回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時35分)
--	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年11月6日

議 長
(道下 和子) _____

9 番委員
(森兼 貢) _____

10 番委員
(前田 耕廣) _____